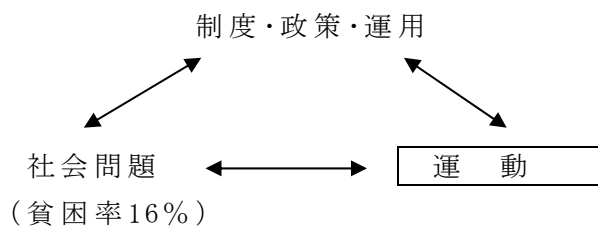


シンポジウム「貧困に社会福祉学はどう立ち向かうか」

□ 運動論の観点から 貧困の拡大と生活保護 200 万人時代

シンポジスト：吉永 純（花園大学）

1 貧困、政策（生活保護）と運動



- ・生活困窮者救済（生活保護適用）
- ・審査請求、訴訟等の救援活動
- ・働く場、居場所づくり、学習支援
- ・ソーシャルワーク（ケースワーカーの仕事づくり、職場づくり、地域づくり。）の発展。伴走型支援。
- ・反貧困ネットワーク等の緩やかな連絡組織づくり

われわれが対象としているのは社会問題、すなわち社会構造的に発生している貧困であり、それが16%、市民6人に一人（人口では2000万人超）が貧困状態にあるというのが2009年の状態です。具体的には、4人家族で186,000円未満の生活をしている人々の割合です。かなり厳しい生活レベルであることは明らかです。これに対して、当時の生活保護率は、1.38%、利用人員は176万人に過ぎませんでした。

貧困対策としては、生活保護を始めとする社会福祉の制度や施策が制度としてあるわけですが、それがあるだけでは、貧困の解決にはなりません。制度がまず使われなければなりません。運動の第1の役割があります。図の右側の囲みのなかにいろんなレベルの運動が書いてあります。運動の役割としては、さし当り以下の5つぐらいが主に考えられます。

第一に、制度を100%使って生活困窮者を救済支援する役割です（生活保護適用運動、これには違法不当に排除された方を支援する活動も含まれます）。

第二に、居場所づくりや学習支援など、制度の穴からもれる人々を救済し、有効な制度をつくる運動。伴走型の支援方法なども含まれます。

第三に、生活問題対策全国会議などでの時々の政府等の生活保護の政策や運用に対しての見解の公表。また貧困研など、政策の分析や、困窮者への支援や制度をつくるための幅広い研究やバックアップ活動。

第四に、目に見える形での反貧困大衆運動。全国をまわって反貧困を訴える反貧困キャラバン。昨年夏の史上初めて、当事者デモを70人（今年は100人）で敢行しました。当事者が主体となった生活保護運

動の始まりです。

第五に、以上の取り組みを踏まえた政治へのアプローチと、政策の変更を迫るロビー活動です。

2 反貧困運動、生活保護運動史

歴史的には、憲法25条（生存権）の存在を広めた朝日訴訟支援運動（1960年一審判決～1967年最高裁判決）以外は、ホームレス支援や個別訴訟の支援運動等にとどまっていた。私個人は、1995年に生活保護の裁判が増えてきたため、国生活保護裁判連絡会結成（小川政亮等共同代表。竹下義樹事務局長）後、支援活動を続けてきました。

しかし、2008年暮～2009年初めの派遣村までとそれからでは質量ともに飛躍的な変化が起きました。それは、派遣村によって、主として派遣労働者の貧困が劇的に可視化され、かつ生活保護制度の貧困救済に対する有効性を知らしめたことで、日本の反貧困運動史上、生活保護運動史上画期をなす取り組みとなりました。

3 反貧困運動、生活保護支援運動の課題、難しさ

反貧困運動に特有の難しさがあります。第1に、貧困の「見えにくさ」「伝えにくさ」。スティグマの強さ。「貧困観の貧困」ともいえる問題です。第2に、生活保護制度の運用基準の厳しさ（預貯金の否定、自動車保有の原則禁止、大学生の排除等）と、行政運用の消極性（不当、違法な運用も）により、生活保護の使い勝手の悪い。第3に、生活保護においては、ケースワーカーと利用者との圧倒的力関係の格差があり、利用者の立場が弱いこと。またケースワーカーと利用者との関係は第三者の目が入りにくい密室行政となっています。第4には、生活保護利用者は、当事者組織もなく、意見表明の機会さえないごくマイノリティーな存在であることです。ホームレス支援団体は存在していましたが、一般低所得層を生活保護にむすびつける組織としては、「生活と健康を守る会」以外はなかった。第5に、マスコミ報道は、「不正受給」等の官製報道が圧倒的で、生活保護制度をプラスイメージで見る報道は皆無に近かったことです。

4 反貧困運動の高揚と、生活保護利用者増 ～派遣村まで

1990年代後半からのホームレスの増加と、小泉行革の結果2006年頃からの格差・貧困問題が顕著になってき、運動としては生活保護活用運動の高揚が始まりです。2006年日弁連釧路人権大会で、生活保護が初のテーマになり、その後、2007年首都圏生活保護支援ネットワークの結成から、常設電話相談、法律家の保護申請同行がほぼ全国をほぼカバーする一体制が構築されました。それまで、クレジット・サラ金規制運動で活動していた弁護士、司法書士等が、サラ金を整理しても、その元にある貧困を解決しなければ、またサラ金を借りてしまう、元にある貧困問題の解決のために、生活保護用や反貧困運動を始めたこ

とが転機となりました。

相前後して、違法、不当な生活保護現場への調査、是正活動が活発化し、2006年10月 北九州市生活保護全国調査団（300人）、2007年2月の北九州市長選挙で「闇の北九州方式」を糾すことを公約に掲げた市長が当選します。生活保護が首長選挙の争点となった初めての例です。当選後、餓死事件の究明のための市民代表による第三者委員会による検証実施され、生活保護を受けられずに死亡に至った3事件について、いずれも市の不適切な運用が認定されました。

その前段の2007年6月 生活保護問題対策全国会議結成（代表 尾藤廣喜弁護士）されました。生活保護に関する全面的な啓蒙、課題提起、要求実現をめざす市民団体です。弁護士、司法書士、ケースワーカー、研究者、支援団体、当事者等を中心に、適宜の貧困や生活保護の集会/全国キャラバン敢行/生活保護の諸課題での政策提言/ロビイング等政治への影響力行使/政治的中立性の確保/保護利用者を前面に立てた運動（自分らのことを自分ら抜きに決めるな）を進めました。実績としては、2007年保護基準に関する検討会による、保護費引き下げの動きにストップをかけ、医療移送費制限通知の事実上の復活、生活保護の政策的提言を活発に行い、現地調査の実施（桑名市、札幌市白石区等）も積極的に実施し行政当局にも、生活保護の正しい運用を求めてきました

5 派遣村

こうした運動の頂点となったのが、いうまでもなく2008年暮れから2009年始にとりくまれた、「年越し派遣村」です。2008年暮れ 500人が派遣村に来村し、300人以上が生活保護になりました。派遣村の一番大きな成果は、やはり「貧困の可視化」です。昨日まで、問題なく、一生懸命働いていた有能な労働者が、一夜にしてクビになり、住まいも追い出され、行く所がなくなり、派遣村に辿り着くという非正規労働者への非人間的な扱いが白日の下に明らかになったのでした。

6 派遣村以降の運動

反貧困運動は、2009年9月の政権交代の一要因ともなり、貧困問題に関しては、大きな変化が起こります。①政府自らによる貧困率の公表（貧困の再発見）、②ナショナルミニマム研究会による生活保護の検討、③母子加算復活、子ども手当加算、通院交通費制度の「復活」、④2011年震災関連の前向きのお知らせの発出（阪神淡路大震災時の教訓を踏まえ）、⑤「指導指示型」のケースワークではなく、「居場所づくり」「パーソナルサポーター」等「自立支援プログラム」の活用と並行した「寄り添い型支援」の強調、⑥求職者支援法の制定、住宅手当の2013年3月までの延長等が挙げられます。

7 正念場の反貧困運動

反貧困運動の高揚によって、生活保護利用者は急増し、過去最多となっています。しかし、生活保護率は1.6%程度にとどまっており生活保護を必要とさ

れる人の1割程度です。もっと救済される人々が多数に存在しているにもかかわらず、お笑いタレントの母親の生活保護利用をきっかけにして、2012年5月～6月にかけて、猛烈な生活保護バッシングが起こり、野党は生活保護基準の10%削減をはじめ、生活保護抑制を中心政策として打ち出すに至っています。与党も、消費税の増税が決まった途端に、生活保護の見直し・抑制を図るという政府方針が示されています。増税はするが、生活困窮者という一番の社会的弱者は救済しないという本末転倒の2013年度予算が要求されようとしています。

しかし、現在の雇用・経済情勢からは依然として貧困の拡大は確実であり、生活保護利用者の増加は必至です。「運動側」に求められているのは、①雇用失業問題の解決、ディーセントワークの確立をはじめ、貧困の拡大（貧困率16%）の元をどう改善するのか。②生活保護としては、捕捉率100%と（i）出口戦略の確立をはじめとした、自立しやすい仕組みづくり（一般雇用市場の改革 大企業の社会的責任、国による公的就労の場の確保等。・一般労働市場に依存しない就労の場の確保、自治体の直接雇用、社会的企業、中間的就労の場なども含めた就労の場づくりなど）、（ii）学習支援、高校中退防止策などの「貧困の連鎖」防止支援の強化、（iii）「指導指示型」ではなく「寄り添い難支援」を支援の主流にしていくことが重要となってくると考えられます。